

(仮称) 小牧市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

1 条例制定の背景について

本市では、「第2次健康日本21こまき計画 健康こまきいきいきプラン」の中で、「歯の健康」を1つの領域として定め、歯の健康部会を中心に（歯科医師会と共に）歯科健診、予防相談や指導、各地区を回りながら口腔ケアに関する教室を開くなど乳幼児から高齢者までを対象として歯科口腔保健事業を推進しているところです。

こうした中、昨今、お口の健康と全身の健康が密接に関連しているとの認識が高まってきており、令和元年8月に開催した小牧市民健康づくり推進協議会においても歯科口腔保健を推進していくための条例の制定に関するご要望をいただいたところです。

これを受け、作業部会の歯の健康部会を中心に検討を重ねてきました。

本市としても市民の生涯にわたる健康の保持増進、健康寿命の延伸、健康で質の高い生活の保持及び増進を図り、歯科口腔保健事業を更に充実させていくためには、行政や特定の医療機関だけでなく市全体で取り組みを推進していくための条例の制定が必要であると考えております。

条例案につきましては、令和元年10月から歯の健康部会で検討を進めてきました。また、令和2年4月1日現在、県下17市町村で同様の条例が制定されております。

2 今後のスケジュール案について

- ・ 令和2年7月30日 健康づくり推進協議会
- ・ 令和2年8月中旬 パブリックコメントの実施（約1ヶ月）
- ・ 令和2年10月下旬 健康づくり推進協議会
- ・ 令和2年12月 小牧市議会へ提出
- ・ 令和3年4月1日 条例の施行